

新潟市職員の初任給,昇格,昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第14号

新潟市職員の初任給,昇格,昇給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給,昇格,昇給等に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 級別標準職務(第3条)」を「第2章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条 削除

第5条第2項第2号中「職員となった者」の次に「(民間企業等の職務経験を5年以上有する者に限る。)」を加え,同項第3号中「前号」を「前2号」に改める。

第28条の見出しを「(昇給日及び評価終了日)」に改め,同条中「とする」を「とし,昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は,昇給日前1年間における9月30日(以下「評価終了日」という。)とする」に改め,同条の次に次の1条を加える。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第28条の2 条例第6条第1項の人事委員会の定めるところによる事由は,懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

第31条第2項第1号中「昇給日前1年間」を「評価終了日以前1年間」に,「昇給日の前日」を「評価終了日」に改め,同条第6項中「相当する数」の次に「(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号俸を決定された者にあつては,人事委員会が定める数)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2（1） 一般俸給表級別資格基準表に備考として次のように加える。

備考 経験者試験の結果に基づいて職員となった者で、第5条第2項第1号に該当する者の試験欄の適用については、「大学卒業程度」の区分を適用する。

別表第3 中学卒の項中「中学校」を「中学校，義務教育学校」に改める。

別表第5 備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年1月1日に行われる昇給については、改正後の新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。